

「熊本デスティネーションキャンペーン 2026」ガイドブック 制作業務委託仕様書

1 事業の目的

令和8年（2026年）7月から9月にかけて開催する「熊本デスティネーションキャンペーン」（以下「熊本DC」という。）を全国に広く情報発信し、熊本DCの認知度向上を図るとともに、本県への強力な誘客促進ツールとして、熊本DCガイドブックを制作する。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

※令和8年度当初予算を前提としているため、予算成立後に契約期間を変更する。
(令和8年（2026年）7月10日までに変更予定)

3 熊本DC開催期間

令和8年（2026年）7月1日（水）～9月30日（水）

4 業務内容

（1）業務概要

熊本DCガイドブックの制作に関する全ての業務（企画、デザイン、構成、レイアウト、原稿作成、掲載写真の撮影・調達、イラスト等の作成、編集、印刷、製本等の一連の業務）及び設置箇所への発送業務。

（2）基本コンセプト

- ①「目に留まり、手に取り、読み進め、持ち歩きたくなる」表紙及び紙面デザインとすること。
- ②熊本県への旅行意欲をかきたて、旅先として選びたくなるような構成とすること。
- ③熊本DCのキャッチコピー「仲間を誘って、さあ、冒険の旅へ」及び、「絶景・体験・歴史文化・グルメ、くまモン」をフックとした観光素材やDC特別プラン※等を魅力的に紹介すること。

※DC特別プランとは、キャンペーンに合わせて主な旅行社や熊本県、市町村、その他観光関係事業者が提供する観光素材のこと。

- ④WEBやスマートフォンを活用して、熊本DCサイトとガイドブックを連携・連動させること等により熊本観光の魅力をさらに発信し、旅行を楽しめる仕組みを展開すること。

（3）掲載内容・構成

次の内容を掲載すること。なお、掲載する観光素材及びページネーションについては、熊本デスティネーションキャンペーン実行委員会事務局と協議のうえ、選定・決定すること。

- 絶景・体験・歴史文化・グルメ・くまモンに関する観光素材
- 熊本DC特別プラン
- 熊本DCタイアップ商品
- エリアマップ

- エリアガイド（阿蘇、天草、熊本市・県央、県北、県南）
- モデルルート
- 熊本へのアクセス
- 山陽・九州新幹線、D & S 列車及び県内 3 セク運営列車情報（列車の旅）
- 熊本の夏のイベント
- くまもっと旅行社。
- 旅するくまモンパスポート
- ガイドブックの楽しみ方 等

(4) WEB サイトとの連携

紙面だけでなく、熊本DCサイトとの連携・連動を図ること等により、情報発信を強化すること。

また、二次元バーコード等を利用して熊本DCサイトや熊本県観光サイト、グルマップ等のサイトに掲載されている詳細情報への誘導を図る設定を行うこと。

(5) 規格等

- ・ サイズ A4
- ・ ページ数 両面印刷 48 ページ（表紙含む）
- ・ 色数 フルカラー
- ・ 用紙、製本 表紙・本文コート紙 73kg、中綴じ
- ・ 作成数量 400,000 部

(6) 発送先・期限

詳細な発送先リストは、熊本DC実行委員会事務局とJRグループ（JR九州）との調整後に別途、示す。

① JR指定発送先 1,253ヶ所、330,000部

2026年5月25日（月）までにJR指定発送先（全国各地）に発送すること。

- JR 北海道管内 (8,000 部) 101 力所
- JR 東日本管内 (120,000 部) 705 力所
- JR 東海管内 (12,000 部) 129 力所
- JR 西日本管内 (120,000 部) 97 力所
- JR 四国管内 (4,000 部) 44 力所
- JR 九州管内 (11,000 部) 64 力所
- AGT (47,000 部) 98 力所 ※27 都道府県
- プレス用 (8,000 部) 15 力所 ※11 都道府県

② 熊本DC実行委員会事務局指定発送先 70,000部

2026年5月25日（月）までに順次、発送すること。

- ・ 熊本DC実行委員会事務局 30,000 部
- ・ その他、熊本DC実行委員会事務局が指定する 約 180ヶ所（県外 5 力所） 40,000 部

(7) その他

- ・ 表紙等には、熊本DCのロゴ及び、JRグループの公式ロゴを使用すること。
- ・ 写真はできる限り、新しく魅力的な写真を使用すること。

5 成果品

- 熊本DCガイドブック 400,000部
- 電子媒体での提出 (PDF データ、Illustrator データ)

6 留意事項

- ・全体企画、取材、写真収集、デザイン・レイアウト、校正、印刷、指定箇所への配達及び配送に係る精算業務を含む。
- ・委託料には配達に係る費用（梱包費、配達手数料、配送料）全てを含む。
- ・業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託事業社において必要な権利処理を行うこと。
- ・受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、協議すること。

7 著作権

当契約により作成された成果品及び使用写真の著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。